

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年2月13日

【四半期会計期間】 第21期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役会長 CEO スコット キャロン

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 代表執行役 CFO 大河内 聡人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 代表執行役 CFO 大河内 聡人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第20期 第3四半期 連結累計期間	第21期 第3四半期 連結累計期間	第20期
会計期間		自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (第3四半期連結会計期間)	(百万円)	209,518 (71,657)	208,032 (69,735)	295,946
経常損失( )	(百万円)	10,073	20,988	7,964
親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失( ) (第3四半期連結会計期間)	(百万円)	6,330 (2,422)	17,384 ( 5,750)	8,096
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	5,001	27,274	3,683
純資産額	(百万円)	60,369	45,493	72,768
総資産額	(百万円)	239,281	261,123	258,275
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失( ) (第3四半期連結会計期間)	(円)	1.70 (0.57)	3.69 ( 1.22)	2.08
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	25.2	17.4	28.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	6,209	37,568	21,673
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,427	11,573	95
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,870	27,650	14,769
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	57,445	32,213	50,939

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったSuzhou JDI Electronics Inc.の全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、以下の事象を除き、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

#### 重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において5期連続で営業損失及び重要な減損損失を、8期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても重要な営業損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しております。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当連結会計年度においても変動費・固定費の低減及び製品ポートフォリオの改善等による黒字体質の安定化を引き続き目指すとともに、今後も財務強化と事業面における改善施策を推進してまいります。

なお、当該状況を解消するための対応策の詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項」の（継続企業の前提に関する事項）をご参照ください。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### 経営成績の状況

2023年3月期第3四半期連結累計期間（以下「当第3四半期累計期間」という。）は、世界的なインフレ高進による民生機器の需要減速、ウクライナ情勢や中国のコロナウイルス対策に起因するサプライチェーンの混乱、半導体等の部材不足の継続、部材・エネルギー・輸送費の高騰等により、厳しい経営環境となりました。

この事業環境に対応すべく、当社は、事業ポートフォリオの変革、アセットライト化による固定費の削減・変動費化に取り組んでおります。2022年5月には、当社が有する「世界初、世界一」の独自技術を経営基盤として、更なる事業ポートフォリオの変革に取り組むべく、成長戦略「METAGROWTH 2026」を策定いたしました。また、2022年5月には東浦工場（愛知県知多郡）における生産を2023年3月を以て停止することを決議した他、2022年10月には中国の製造子会社Suzhou JDI Electronics Inc.（以下「SE」という。）の全株式譲渡を決議し、同年12月に当該株式譲渡の手続きを完了いたしました。

このような状況の下、当第3四半期累計期間の売上高は208,032百万円（前年同期比0.7%減）となりました。漸減が続くスマートフォン用ディスプレイを中心とするモバイル分野と世界的インフレ高進等の影響を受けた民生機器用ディスプレイを中心とするノンモバイル分野の出荷減を、車載分野の出荷増及び円安効果が補った形となりました。損益面では、費用圧縮に取り組み、円安効果も享受いたしましたが、売上高減少及び部材・エネルギー・輸送費高騰の影響を補いきれず、EBITDAは16,002百万円（前年同期は3,688百万円）、営業利益は22,380百万円（前年同期は10,117百万円）、経常利益は20,988百万円（前年同期は10,073百万円）となりました。また、上記のSE株式譲渡に伴う関係会社株式売却益13,471百万円及び過去の別の中国子会社株式譲渡に係る債権回収に伴う事業構造改善費用戻入益1,041百万円を特別利益として計上した他、SE株式譲渡及び東浦工場の生産停止に係る事業構造改善費用5,273百万円及び減損損失1,969百万円を特別損失として計上したこと等により、親会社株主に帰属する四半期純利益は17,384百万円（前年同期は6,330百万円）となりました。

アプリケーション分野別の売上高の状況は次のとおりです。

##### （モバイル分野）

スマートフォン、タブレット用のディスプレイを含むモバイル分野の売上高は、60,301百万円（前年同期比31.5%減）となりました。全売上高に占める割合は、前年同期の42.0%から29.0%に低下しました。

当分野では、米国主要顧客向けスマートフォン用液晶ディスプレイ出荷の減少トレンドが継続していることに加

え、中国・その他地域向けも消費者の購買意欲減退からスマートフォン出荷が減少したことにより、前年同期比大幅な減収となりました。

(車載分野)

計器クラスターやヘッドアップディスプレイ等の自動車用ディスプレイからなる車載分野の売上高は、99,612百万円(前年同期比39.9%増)となりました。全売上高に占める割合は、前年同期の34.0%から47.9%に上昇しました。

中国の新型コロナ政策により生じたサプライチェーンの混乱や、半導体等の部材不足継続に伴う自動車メーカーにおける生産制約の影響を受けましたが、旺盛な需要に支えられ、前年同期大幅増収となりました。

(ノンモバイル分野)

ウェアラブル機器やVR機器等の民生機器用ディスプレイ、医療用モニター等の産業用ディスプレイのほか、特許収入等を含むノンモバイル分野の売上高は、48,117百万円(前年同期比4.3%減)となりました。全売上高に占める割合は前年同期の24.0%から23.1%に微減しました。

インフレ影響等による消費者の購買意欲減退からVR機器用ディスプレイの売上高が大幅減収となったことを主要因として、前年同期比減収となりました。

財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は187,986百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,457百万円増加いたしました。これは主に、未収入金が15,931百万円、商品及び製品が11,454百万円並びに原材料及び貯蔵品が10,428百万円増加した一方、現金及び預金が19,608百万円及び売掛金が17,895百万円減少したことによるものであります。固定資産は73,137百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,391百万円増加いたしました。これは、投資その他の資産が4,950百万円増加した一方、有形固定資産が3,087百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、261,123百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,848百万円増加いたしました。

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は150,236百万円となり、前連結会計年度末に比べ35,424百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金が28,000百万円、買掛金が4,009百万円及び1年以内返済予定の長期借入金3,680百万円増加したことによるものであります。固定負債は65,393百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,301百万円減少いたしました。これは主に、1年以内に返済期限を迎える借入金3,680百万円を流動区分へ振替えたことによるものであります。

この結果、負債合計は、215,630百万円となり、前連結会計年度末に比べ30,122百万円増加いたしました。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は45,493百万円となり、前連結会計年度末に比べ27,274百万円減少いたしました。これは主に、四半期純損失17,384百万円を計上したほか、SE株式の譲渡により同社を当社連結対象から除外したことに伴い為替換算調整勘定が10,058百万円減少したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は17.4%(前連結会計年度末は28.2%)となりました。

## キャッシュ・フローの状況

当第3四半期累計期間末における現金及び現金同等物は32,213百万円となり、前連結会計年度末に比べ18,725百万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、37,568百万円の支出(前年同四半期累計期間は6,209百万円の支出)となりました。これは、主に棚卸資産の増加により28,935百万円支出が増加したことによるものです。前年同期との比較では、棚卸資産の増加及び仕入債務が減少したこと等により、支出の増加となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、11,573百万円の支出(前年同四半期累計期間は3,427百万円の収入)となりました。これは、主に固定資産の取得による支出7,474百万円及びSE株式の譲渡による支出3,677百万円があったことによるものです。前年同期との比較では、Kaohsiung Opto-Electronics Inc.株式の譲渡による収入7,630百万円の剥落及び固定資産の取得による支出が2,616百万円増加したこと等により、支出の増加となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、27,650百万円の収入(前年同四半期累計期間は3,870百万円の収入)となりました。これは、Ichigo Trust(以下「いちごトラスト」という。)からの借入28,000百万円があったことによるものです。以上により、前年同期との比較では収入の増加となりました。

## (2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき課題に重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は6,996百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## (5) 従業員数

当第3四半期累計期間において、当社グループの従業員数は前連結会計年度末から1,710名減少し4,890名となっております。これは主に、当第3四半期連結会計期間において当社の連結子会社であるSEの全株式を2022年12月30日付で譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外したことによるものであります。

なお、従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は含んでおりません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

( Ichigo TrustとのShort-Term Loan Agreementの締結 )

当社は、2022年11月10日及び2022年12月21日開催の取締役会決議に基づき、Ichigo Trust (以下「いちごトラスト」という。)との間で2022年11月21日付及び2022年12月22日付でShort-Term Loan Agreementを締結いたしました。なお、2022年11月21日付Short-Term Loan Agreementにつきましては、同年11月25日付で返済が完了しております。

各Short-Term Loan Agreementによる借入の概要は下記のとおりであります。

#### 2022年11月21日付Short-Term Loan Agreement

( 1 )	借入先	いちごトラスト
( 2 )	借入金額	80百万米ドル
( 3 )	借入金利	TIBOR + スプレッド (固定金利)
( 4 )	借入実行日	2022年11月21日
( 5 )	返済期限	2022年11月25日
( 6 )	担保の有無	無

#### 2022年12月22日付Short-Term Loan Agreement

( 1 )	借入先	いちごトラスト
( 2 )	借入金額	280億円
( 3 )	借入金利	TIBOR + スプレッド (固定金利)
( 4 )	借入実行日	2022年12月23日
( 5 )	返済期限	2023年3月30日 (期限前弁済可)
( 6 )	担保の有無	有

( 株式会社INCJとの金銭消費貸借契約の返済期限延長 )

当社は、2022年12月21日開催の取締役会決議に基づき、株式会社INCJ (以下「INCJ」という。)との間で2019年9月2日付で締結した短期借入としての金銭消費貸借契約に関し、2022年12月22日付でINCJと返済期日延長覚書を締結いたしました。

返済期日延長後の金銭消費貸借契約に基づく借入の概要は以下のとおりであります。

#### 2019年9月2日付金銭消費貸借契約

( 1 )	借入先	INCJ
( 2 )	借入金額	200億円
( 3 )	借入金利	TIBOR + スプレッド (固定金利)
( 4 )	借入実行日	2019年9月3日
( 5 )	返済期限	2023年2月28日 (期限前弁済可)
( 6 )	担保の有無	有

( Suzhou Dongshan Precision Manufacturing Co., Ltd.への当社連結子会社株式の譲渡 )

当社は、2022年10月28日開催の取締役会決議に基づき、当社連結子会社SEの全株式を、Suzhou Dongshan Precision Manufacturing Co., Ltd. (以下「DSBJ」という。)に譲渡 (以下「本株式譲渡」という。) することについて、DSBJとの間で2022年10月28日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、2022年12月30日付で本株式譲渡が完了しております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
A種優先株式	1,020,000,000
B種優先株式	672,000,000
C種優先株式	672,000,000
D種優先株式	500
E種優先株式	5,540
計	10,000,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は12,364,006,040株であり、当社定款に定める発行可能株式総数10,000,000,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることは、会社法上要求されておりません。

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (2023年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,296,165,800	1,954,165,800	東京証券取引所 (プライム市場)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1,020,000,000	1,020,000,000	非上場	(注)2 単元株式数は100株であります。
B種優先株式	372,000,000	0	非上場	(注)3 単元株式数は100株であります。
D種優先株式	500	0	非上場	(注)4 単元株式数は100株であります。
E種優先株式	5,540	5,540	非上場	(注)5 単元株式数は100株であります。
計	2,688,171,840	2,974,171,340		

(注) 1. 提出日現在発行数には、2023年2月1日から四半期報告書提出日までの新株予約権の行使又は各種優先株式の転換請求権(普通株式対価の取得請求権)の行使により発行された株式数は含まれていません。

(注) 2. A種優先株式の内容は以下のとおりです。

##### (1) 剰余金の配当

当社は、配当支払日(配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。)における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるA種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普

普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）及びC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて支払う。なお、A種優先株式1株当たりの配当金に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。「A種転換比率」とは、その時点でのA種投資金額（(4)イに定義される。以下同じ。）を、A種転換価額（(6)ウに定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。）をいう。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株当たり、A種投資金額に相当する額を支払う。なお、A種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して(2)アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるA種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭対価の取得請求権（償還請求権）

ア 償還請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日（2020年3月26日をいう。以下同じ。）の3年後の応当日以降いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の効力が発生する日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額と同額の金銭を交付する。

イ A種投資金額

A種投資金額は以下のとおりとする。

当初は100円とする。

当社がA種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て（総称して、以下「株式分割等」という。）を行う場合、以下の算式によりA種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の A種投資金額} = \text{調整前の A種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前の A種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の A種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償



割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

その他上記 に類する事由が発生した場合は、A種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(5) 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(本項において以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額を交付すると引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、A種優先株式の一部取得を行うに当たり、A種優先株主が複数存在する場合には、取得するA種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(6) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がA種優先株式を取得すると引換えに、A種優先株式1株につき(6)イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(本項において以下「転換請求」といい、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求日」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$A種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = A種投資金額 \div A種転換価額$$

なお、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ A種転換価額

A種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は、以下の(A)又は(B)に定める場合に応じて、それぞれに定める金額とする。

(A) 転換請求日において、当社の普通株式が上場等(金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。)されている場合、転換請求日の直前の取引日(但し、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の、当社の普通株式が上場等されている金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当社の普通株式の終値(気配表示を含む。)に相当する金額と、225円とのいずれか大きい方の金額とする。

(B) 転換請求日において、当社の普通株式が上場等されていない場合225円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、A種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のA種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同

じ。)、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本(ii)において以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のA種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額(本(iv)において以下「1株当たりの対価の額」という。)が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(本(v)において以下「割当株式」という。)1株当たりの価値(当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。本(v)において以下同じ。)が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの価値}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(7) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注) 3. B種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるB種転換比率（以下に定義される。）を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主及びA種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、B種優先株式1株当たりの配当金に、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「B種転換比率」とは、その時点でのB種投資金額（(1)イに定義される。以下同じ。）を、B種転換価額（(7)ウに定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。）をいう。

イ B種投資金額

当初は75円とする。

当社がB種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりB種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のB種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のB種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するB種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のB種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のB種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有するB種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種投資金額} = \text{調整前のB種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のB種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のB種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のB種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

その他上記に類する事由が発生した場合は、B種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株当たり、B種投資金額に相当する額を支払う。なお、B種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して(2)アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、

A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるB種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項（強制償還）

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（本項において以下「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種投資金額を交付すると引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、B種優先株式の一部取得を行うに当たり、B種優先株主が複数存在する場合には、取得するB種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

ア 転換請求権の内容

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者は、払込期日（2020年3月26日をいう。以下同じ。）の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、B種優先株式1株につき(7)イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（本項において以下「転換請求」という。）することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

（算式）

$$B種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = B種投資金額 \div B種転換価額$$

なお、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ B種転換価額

B種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は50円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、B種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(ii) 調整前のB種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等（取得請求権

付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。）、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本(ii)において以下同じ。）の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のB種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有するものを除く。）に、同日時点での発行済みの潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当てを行う場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額（本(iv)において以下「1株当たりの対価の額」という。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（本(v)において以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。本(v)において以下同じ。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後の B 種転換価額} = \text{調整前の B 種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1 株当たりの価値}}{\text{調整前の B 種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後の B 種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(注) 4 . D 種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された D 種優先株主又は D 種優先登録株式質権者に対し、D 種優先株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金に、配当支払日における D 種転換比率（以下に定義される。）を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株主及び B 種優先登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された C 種優先株主及び C 種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された E 種優先株主及び E 種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、D 種優先株式 1 株当たりの配当金に、D 種優先株主及び D 種優先登録株式質権者が権利を有する D 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「D 種転換比率」とは、その時点での D 種投資金額（下記イに定義される。以下同じ。）を、D 種転換価額（(7)ウに定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第 3 位まで算出し、その小数点以下第 3 位を切り捨てる。）をいう。

イ D 種投資金額

当初は 10,000,000 円とする。

当社が D 種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式により D 種投資金額を調整する。なお、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合、小数点以下第 3 位まで算出し、小数点以下第 3 位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の D 種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前の D 種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する D 種優先株式を除く。）」、「株式分割等後の D 種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後の D 種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当社が保有する D 種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の D 種投資金額} = \text{調整前の D 種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前の D 種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の D 種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後の D 種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

その他上記 に類する事由が発生した場合は、D 種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、D 種優先株主又は D 種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者、B 種優先株主及び B 種優先登録株式質権者、C 種優先株式及び C 種優先登録株式質権者、並びに E 種優先株主及び E 種優先登録株式質権者と同順位にて、D 種優先株式 1 株当たり、D 種投資金額に相当する額を支払う。なお、D 種優先株式 1 株当たりの残余財産の分配額に、D 種優先株主及び D 種優先登録株式質権者が権利を有する D 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

D 種優先株主又は D 種優先登録株式質権者に対して (2) ア に従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、D 種優先株主又は D 種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、

A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにE種優先株主及びE種優先登録株式質権者と同順位にて、D種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるD種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるD種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種投資金額を交付するのと引換えに、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、D種優先株式の一部取得を行うに当たり、D種優先株主が複数存在する場合には、取得するD種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がD種優先株式を取得するのと引換えに、D種優先株式1株につき下記イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

D種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$D種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = D種投資金額 \div D種転換価額$$

なお、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ D種転換価額

D種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は50円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、D種転換価額を調整する。なお、調整の結果1年未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。 )」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。 )」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当て効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のD種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、(a)株式無償割当てを行う場合、(b)潜在株式等(取得請求

権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。）、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。）の行使若しくは転換による場合、(c)合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は(d)会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、以下の算式によりD種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のD種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有するものを除く。）に、同日時点での発行済みの潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当てを行う場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のD種転換価額を下回る場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、又、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額（以下本(iv)において、「1株当たりの対価の額」という。）が調整前のD種転換価額を下回る場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は、当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換しうる株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前のD種転換価額を下回る場合、以下の算式によりD種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。



$$\text{調整後のD種転換価額} = \text{調整前のD種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの価値}}{\text{調整前のD種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のD種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(注) 5. E種優先株式の内容は以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

ア 剰余金の配当

当社は、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、E種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるE種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、E種優先株式1株当たりの配当金に、E種優先株主及びE種優先登録株式質権者が権利を有するE種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「E種転換比率」とは、その時点でのE種投資金額(下記イに定義される。以下同じ。)を、E種転換価額(下記(7)ウに定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。)をいう。

イ E種投資金額

E種投資金額は以下のとおりとする。

当初は10,000,000円とする。

当社がE種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりE種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のE種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のE種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するE種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のE種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のE種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有するE種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種投資金額} = \text{調整前のE種投資金額} \times \frac{\text{株式分割等前のE種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のE種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のE種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

その他上記に類する事由が発生した場合は、E種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(2) 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて、E種優先株式1株当たり、E種投資金額に相当する額を支払う。なお、E種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、E種優先株主及びE種優先登録株式質権者が権利を有するE種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

イ 参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して(2)アに従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、並びにD種優先株主及びD種優先登録株式質権者と同順位にて、E種優先株式1

株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるE種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

E種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、E種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭対価の取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、E種投資金額を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、E種優先株式の一部取得を行うにあたり、E種優先株主が複数存在する場合には、取得するE種優先株式は、比例按分により当社の取締役会が決定する。

(7) 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

ア 転換請求権の内容

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者は、払込期日(E種優先株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がE種優先株式を取得するのと引換えに、E種優先株式1株につき下記イに定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

イ 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

E種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$E種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数 = E種投資金額 \div E種転換価額$$

なお、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

ウ E種転換価額

E種転換価額は、以下に定める金額とする。

当初は24円とする。

上記の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、E種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のE種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同

じ。)、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は 会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりE種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のE種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの発行価額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株当たりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額(以下本(iv)において「1株当たりの対価の額」という。)が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のE種転換価額} = \text{調整前のE種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの対価の額}}{\text{調整前のE種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のE種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(以下「割当株式」という。)1株当たりの価値(当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株当たりに換算した額とする。以下同じ。)が調整前のE種転換価額を下回る場合、以下の算式によりE種転換価額を調整する。

但し、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後の E 種転換価額} = \text{調整前の E 種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの価値}}{\text{調整前の E 種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後の E 種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年12月31日	-	2,688,171,840	-	100	-	-

(注) 2023年1月26日を転換日とするB種優先株式及びD種優先株式の転換請求権(普通株式対価の取得請求権)の行使並びに2023年2月10日付でのB種優先株式及びD種優先株式の自己株式消却に伴い、発行済株式総数が285,999,500株増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である2022年9月30日の株主名簿により記載しています。

【発行済株式】

2022年9月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,020,000,000 D種優先株式 500 E種優先株式 5,500		(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,296,125,300 B種優先株式 372,000,000	普通株式 12,961,253 B種優先株式 3,720,000	(1)株式の総数等に記載のとおり
単元未満株式	普通株式 40,500 E種優先株式 40		(1)株式の総数等に記載のとおり
発行済株式総数	2,688,171,840		
総株主の議決権		16,681,253	

(注)「単元未満株式」の普通株式には、自己株式67株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当第3四半期累計期間において役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

また、四半期連結財務諸表規則第64条第4項及び第83条の2第3項により、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2022年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	52,247	32,639
売掛金	56,341	38,446
未収入金	23,508	39,439
商品及び製品	19,418	30,872
仕掛品	13,218	14,498
原材料及び貯蔵品	16,415	26,844
その他	5,472	5,339
貸倒引当金	92	92
<b>流動資産合計</b>	<b>186,529</b>	<b>187,986</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	42,710	40,327
機械装置及び運搬具（純額）	8,326	4,800
土地	6,663	6,553
リース資産（純額）	536	823
建設仮勘定	1,836	5,505
その他（純額）	2,105	1,082
<b>有形固定資産合計</b>	<b>62,179</b>	<b>59,092</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	412	309
その他	1,016	647
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,429</b>	<b>957</b>
<b>投資その他の資産</b>		
その他	8,138	13,088
貸倒引当金	2	1
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>8,136</b>	<b>13,087</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>71,745</b>	<b>73,137</b>
<b>資産合計</b>	<b>258,275</b>	<b>261,123</b>



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2022年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	58,266	62,275
電子記録債務	691	783
短期借入金	-	28,000
1年内返済予定の長期借入金	2 20,000	2 23,680
未払法人税等	764	131
賞与引当金	2,906	1,512
前受金	3,330	1,640
その他	28,851	32,213
<b>流動負債合計</b>	<b>114,811</b>	<b>150,236</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2 53,680	2 50,000
退職給付に係る負債	10,060	9,234
その他	6,954	6,159
<b>固定負債合計</b>	<b>70,695</b>	<b>65,393</b>
<b>負債合計</b>	<b>185,507</b>	<b>215,630</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100	100
資本剰余金	54,525	54,525
利益剰余金	3,688	13,695
自己株式	0	0
<b>株主資本合計</b>	<b>58,314</b>	<b>40,929</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	0	0
為替換算調整勘定	13,552	3,494
退職給付に係る調整累計額	859	1,028
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>14,413</b>	<b>4,522</b>
新株予約権	40	40
<b>純資産合計</b>	<b>72,768</b>	<b>45,493</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>258,275</b>	<b>261,123</b>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
売上高	209,518	208,032
売上原価	197,369	208,173
売上総利益又は売上総損失( )	12,148	141
販売費及び一般管理費	22,266	22,238
営業損失( )	10,117	22,380
営業外収益		
受取利息	47	65
為替差益	616	2,527
受取賃貸料	392	435
業務受託料	339	419
補助金収入	104	74
償却債権取立益	391	-
その他	504	425
営業外収益合計	2,397	3,948
営業外費用		
支払利息	990	1,032
減価償却費	41	55
その他	1,320	1,469
営業外費用合計	2,352	2,557
経常損失( )	10,073	20,988
特別利益		
固定資産売却益	1 417	1 7
関係会社株式売却益	2 5,378	2 13,471
事業構造改善費用戻入益	-	3 1,041
特別利益合計	5,796	14,520
特別損失		
減損損失	5 882	5 1,969
事業構造改善費用	-	4 5,273
その他	6 13	-
特別損失合計	895	7,243
税金等調整前四半期純損失( )	5,173	13,711
法人税等	999	3,672
四半期純損失( )	6,172	17,384
非支配株主に帰属する四半期純利益	157	-
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	6,330	17,384

## 【四半期連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
四半期純損失( )	6,172	17,384
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	2	0
為替換算調整勘定	675	10,058
退職給付に係る調整額	497	168
その他の包括利益合計	1,170	9,890
四半期包括利益	5,001	27,274
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,159	27,274
非支配株主に係る四半期包括利益	157	-

## 【第3四半期連結会計期間】

## 【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)
売上高	71,657	69,735
売上原価	66,981	72,690
売上総利益又は売上総損失( )	4,676	2,955
販売費及び一般管理費	7,761	7,645
営業損失( )	3,084	10,600
営業外収益		
受取利息	24	27
為替差益	376	-
受取賃貸料	133	152
業務受託料	118	186
補助金収入	82	34
償却債権取立益	391	-
その他	289	163
営業外収益合計	1,416	563
営業外費用		
支払利息	300	441
為替差損	-	1,611
減価償却費	12	25
その他	521	471
営業外費用合計	835	2,549
経常損失( )	2,502	12,586
特別利益		
固定資産売却益	380	2
関係会社株式売却益	5,378	13,471
特別利益合計	5,759	13,473
特別損失		
減損損失	406	763
事業構造改善費用	-	5,273
その他	13	-
特別損失合計	420	6,036
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	2,835	5,149
法人税等	413	600
四半期純利益又は四半期純損失( )	2,422	5,750
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失( )	2,422	5,750

## 【四半期連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	2,422	5,750
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	2	0
為替換算調整勘定	73	13,818
退職給付に係る調整額	364	56
その他の包括利益合計	435	13,763
四半期包括利益	2,858	19,513
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,858	19,513

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	5,173	13,711
減価償却費	6,367	6,329
のれん償却額	103	103
減損損失	882	1,969
貸倒引当金の増減額( は減少)	49	2
支払利息	990	1,032
為替差損益( は益)	136	1,115
補助金収入	104	74
固定資産売却損益( は益)	409	3
関係会社株式売却損益( は益)	5,378	13,471
事業構造改善費用戻入益	-	1,041
事業構造改善費用	-	5,273
売上債権の増減額( は増加)	5,255	5,088
棚卸資産の増減額( は増加)	17,101	28,935
仕入債務の増減額( は減少)	17,396	5,206
未収入金の増減額( は増加)	3,192	6,553
未収消費税等の増減額( は増加)	458	582
未払金の増減額( は減少)	2,643	406
未払費用の増減額( は減少)	2,992	164
前受金の増減額( は減少)	3,147	1,923
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	651	658
その他	4,941	644
小計	4,059	29,076
利息及び配当金の受取額	48	65
利息の支払額	988	1,078
法人税等の支払額	1,209	3,923
事業構造改善費用の支払額	-	3,555
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,209	37,568
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	4,858	7,474
固定資産の売却による収入	434	16
定期預金の増減額( は増加)	-	882
敷金及び保証金の差入による支出	26	1,443
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	2 3,677
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 7,630	-
補助金の受取額	104	74
その他	143	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,427	11,573
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	20,136	28,000
株式の発行による収入	24,842	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	380	-
リース債務の返済による支出	455	349
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,870	27,650
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,010	2,765
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	2,098	18,725
現金及び現金同等物の期首残高	55,347	50,939
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 57,445	1 32,213

## 【注記事項】

## (継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において5期連続で営業損失及び重要な減損損失を、8期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても重要な営業損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していません。

当該状況を解消するため、当社グループは、全社的な事業構造改革として、設備稼働効率の改善、資産規模の適正化による生産性向上及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に取り組んでおります。この戦略的取組みの一環として、2022年5月10日開催の取締役会において、小型のガラス基板で液晶ディスプレイを生産する東浦工場について、2023年3月を目途に生産終了することを決議いたしました。また、2022年10月28日開催の取締役会において、製造連結子会社 Suzhou JDI Electronics Inc.の全株式を Suzhou Dongshan Precision Manufacturing Co., Ltd.に売却することを決議し、同社との間で株式譲渡契約を締結しており、本報告書提出日現在、譲渡手続を全て完了しております。今後も既存事業の選択と集中を進め、収益性の更なる向上に向けた経営資源の最適化に引き続き取り組んでまいります。

上記施策に加え、高付加価値技術の製品化及び拡販、成長基盤の創出に向けた新規事業への戦略投資をより強化し推進すべく、2022年5月13日付で今後5年間の経営方針に基づく成長戦略「METAGROWTH 2026」を策定・発表いたしました。本成長戦略における主な事業戦略として、同年3月30日に発表した超高移動度酸化物半導体バックプレーン技術、同年5月13日に発表した次世代OLED「eLEAP」のほか、車載、VR及びコミュニケーション分野における高付加価値デバイス製品、並びにそれらに関連する知的財産権の積極活用等を中心に製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字体質の安定化と事業成長を図っていく方針であります。

財務面では、世界的なインフレ高進やサプライチェーンにおけるリスクに備えた手許資金確保の重要性に鑑み、株式会社INCJ(以下「INCJ」という。)との間で、2019年9月2日付当社借入金(元本総額200億円)の返済期限を2023年2月28日まで再延長することにつき合意したほか、その返済資金として、同年2月10日付の取締役会において、Ichigo Trust(以下「いちごトラスト」という。)からの短期借入(元本総額200億円、以下「2023年2月10日付当社新規借入」という。)を決議しました。

また、同日付で、INCJの当社に対する債権約537億円の全額を、同社がいちごトラストに譲渡する契約締結がなされております。加えて、同日付で当社といちごトラストとの間で締結した追加資金調達に関する追加資本提携契約(以下「本追加資本提携契約」という。)に基づき、いちごトラストは、当社に対する債権総額約1,017億円(INCJから譲渡された当社債務約537億円、2023年2月10日付当社新規借入200億円及び2022年12月22日付Short-Term Loan Agreementに基づく当社借入280億円の合計に相当)のうち、150億円を2023年2月27日を予定日として放棄することにつき、当社との間で合意いたしました。

さらに、同日付の取締役会において、本追加資本提携契約に基づき2023年3月22日を予定日として、第三者割当増資の方法によりいちごトラストに対して普通株式を新規発行(調達総額:約867億円)することを決議いたしました。当該増資は、発行価額の総額を同予定日時点におけるいちごトラストの当社に対する貸付金残額約867億円の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)とする方法によっております。以上の負債圧縮の取組みにより当社借入金の全額を自己資本に振り替える事で、長期安定的な資本構成及び将来的な資金需要に対する財務施策の機動性向上を確保することとなりました。

加えて、同日付の取締役会において、第三者割当増資の方法により、いちごトラストに対して当社普通株式を目的とした株式会社ジャパンディスプレイ第13回新株予約権(行使時の調達総額:最大約1,734億円)を、同年3月22日を予定日として新規発行することを決議いたしました。同新株予約権の行使のほか、今後の資金需要に応じた低効率資産の売却又は流動化等も含め、引き続き適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、昨今のウクライナをめぐる国際情勢等を背景とした世界的な原材料費の高騰、エネルギー費高騰による動力費や輸送費の負担増加のほか、半導体不足による顧客及び当社における生産制約、グローバルな消費減退等の影響により、早期の業績回復による黒字転換が遅延し、当社グループ資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

## (連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

## (連結の範囲の重要な変更)

当第3四半期連結会計期間において、SEは保有株式の全てを譲渡したため、連結の範囲から除外しておりま

す。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

#### 1 偶発債務

前連結会計年度(2022年3月31日)

(1)債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当連結会計年度末における債務保証見込額は、1,662百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2)重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

当第3四半期連結会計期間(2022年12月31日)

(1)債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当第3四半期連結会計期間末における債務保証見込額は、1,131百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

(2)重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務める国内法人株主2名から、当社並びに当社の元取締役及び現取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。



## 2 財務制限条項等

前連結会計年度(2022年3月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

1年内返済予定の長期借入金	20,000百万円	( 1)
長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	( 2)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	( 3)

( 1) 以下の財務制限条項等が付されております。

借入人が債務超過となってはならない

借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない

( 2) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)

( 3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する

(a) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%

(b) INCJ担保物件の売却 ... 純売却価額の50%

なお、( 3)に係る条項のうち上記 (a)に関し、2020年7月21日付資本提携契約に基づく、当社のいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行に係る追加の資金調達については、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

当第3四半期連結会計期間(2022年12月31日)

INCJとの間で締結している借入金契約には、以下の財務制限条項等が付されております。対象となる借入金契約の残高は次のとおりです。

1年内返済予定の長期借入金	20,000百万円	( 1)
1年内返済予定の長期借入金(劣後特約付借入)	3,680 "	( 2)
長期借入金(シニア・ローン)	50,000 "	( 3)

( 1) 以下の財務制限条項等が付されております。

借入人が債務超過となってはならない

借入人は、各事業年度の連結貸借対照表における純資産価額が、前期比75%を下回ってはならない

( 2) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

支配権変動事由が生じた場合に期限の利益を喪失する(チェンジ・オブ・コントロール条項)

( 3) 上記 及び以下 の財務制限条項が付されております。

以下の事由に該当した場合、併記金額の期限前弁済充当を要する

(a) 2020年3月26日付資金調達以降の新株発行、社債発行又は借入 ... 調達額の20%

(b) INCJ担保物件の売却 ... 純売却価額の50%

なお、( 3)に係る条項のうち上記 (a)に関し、2020年7月21日付資本提携契約に基づく、当社のいちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行及び2022年12月22日付の同社とのローン契約締結に伴う借入の実施については、INCJより当該条項を行使しない旨の合意を得ております。

(四半期連結損益計算書関係)

### 1 固定資産売却益

前第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

主に製造委託先に設置していた自社所有設備の譲渡に伴うものであります。

当第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

主に製造委託先に設置していた自社所有設備の譲渡に伴うものであります。

### 2 関係会社株式売却益

前第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

連結子会社であるKaohsiung Opto-Electronics Inc.（以下「KOE」という。）の全株式を売却したことにより発生したものであります。

当第3四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

連結子会社であるSEの全株式を売却したことにより発生したものであります。

### 3 事業構造改善費用戻入益

前第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

構造改革の一環で評価切下げを行った債権につき、譲渡先からの入金完了により回収可能性が回復したことに伴うものであります。

### 4 事業構造改善費用

前第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

主に東浦工場の生産終了に伴う見込費用及び子会社株式売却に係る経済補償金であります。

### 5 減損損失

前第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上致しました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	リース資産	海外販売子会社	387
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	321
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他有形固定資産	フィリピン	46
遊休資産	建設仮勘定	茂原工場 千葉県茂原市	52
	機械装置及び運搬具、建設仮勘定	鳥取工場 鳥取県鳥取市	51
	建設仮勘定	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	10
	建設仮勘定	本社 東京都港区	5
	建設仮勘定	石川工場 石川県能美郡川北町	4
合計			882

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。

事業用資産については、ディスプレイ業界において、中国顧客からのスマートフォン用液晶ディスプレイの需要が旺盛でしたが、主要顧客によるOLEDディスプレイの採用拡大を背景に、厳しい競争環境が継続しており、生産設備の一部につき収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額756百万円（主としてリース資産387百万円）を特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は鑑定評価額等により評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額125百万円（主として建設仮勘定119百万円）を特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

当第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上致しました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	1,209
遊休資産	建設仮勘定	鳥取工場 鳥取県鳥取市	3
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他有形固定資産	石川工場 石川県能美郡川北町	741
	機械装置及び運搬具、その他有形固定資産	東浦工場 愛知県知多郡東浦町	15
合計			1,969

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしております。遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。

事業用資産については、ディスプレイ業界において、海外ディスプレイメーカーの生産能力拡大や顧客のOLEDディスプレイ採用拡大などを背景に厳しい競争環境が継続し、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,209百万円（主として建設仮勘定1,017百万円）を特別損失に計上いたしました。

なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書（不動産及び動産）を利用し算出した鑑定評価額により評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額760百万円（主として機械装置及び運搬具429百万円）を特別損失に計上いたしました。

なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

## 6 その他特別損失

前第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

投資有価証券評価損13百万円であります。

当第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	57,820百万円	32,639百万円
預入期間が3ヵ月を超える預金	374 "	425 "
現金及び現金同等物	57,445百万円	32,213百万円

- 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

株式の売却によりKOEが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	12,045 百万円
固定資産	1,170 "
流動負債	8,586 "
固定負債	321 "
為替換算調整勘定	1,424 "
退職給付に係る調整累計額	319 "
株式の売却益	5,378 "
株式の売却価額	8,582 百万円
現金及び現金同等物	951 "
差引：売却による収入	7,630 百万円

当第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

株式の売却によりSEが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収支は次の通りであります。

流動資産	25,843 百万円
固定資産	3,122 "
流動負債	5,928 "
固定負債	26 "
為替換算調整勘定	11,949 "
株式の売却益	13,471 "
株式の売却価額	24,532 百万円
未収入金	24,532 "
現金及び現金同等物	3,677 "
差引：売却による支出	3,677 百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、2020年8月28日付で発行した第12回新株予約権について、割当先であるいちごトラストにより一部行使による払込みを受け、資本金が12,465百万円、資本準備金が12,465百万円増加しました。また、連結子会社であるNanox Philippines Inc.の株式を追加取得したことによ

り、資本剰余金が2,055百万円増加しました。

この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が12,465百万円、資本剰余金が14,520百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が215,222百万円、資本剰余金が116,516百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

事業分離

子会社株式の譲渡

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

Suzhou Dongshan Precision Manufacturing Co., Ltd.

分離した連結子会社の名称及び事業の内容

名称 : Suzhou JDI Electronics Inc.

事業の内容 : 当社の液晶モジュールの製造事業

事業分離を行った主な理由

競争力向上と事業の成長に向け、アセットの適正化、コスト競争力の強化及びサプライチェーンの多様化を図るため。

事業分離日

2022年12月30日(株式売却日)

2022年12月31日(みなし売却日)

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 13,471百万円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	25,843 百万円
------	------------

固定資産	3,122 "
------	---------

資産合計	28,966 百万円
------	------------

流動負債	5,928 "
------	---------

固定負債	26 "
------	------

負債合計	5,955 百万円
------	-----------

会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	- 百万円
営業利益	2,611 "

(4) 継続的関与の概要

車載用ディスプレイモジュールの製造に関する製造委託契約を締結しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
アプリケーション分野	売上高	売上高
モバイル	88,033	60,301
車載	71,180	99,612
ノンモバイル	50,304	48,117
合計	209,518	208,032

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり四半期純損失( )	1.70円	3.69円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失( )(百万円)	6,330	17,384
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失( )(百万円)	6,330	17,384
普通株式の期中平均株式数(株)	3,732,448,770	4,715,379,062
(うちA種優先株式(株))	(452,880,000)	(452,880,000)
(うちB種優先株式(株))	(1,008,000,000)	(558,000,000)
(うちD種優先株式(株))	(100,000,000)	(100,000,000)
(うちE種優先株式(株))	(1,325,403,028)	(2,308,333,329)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は剰余金の配当請求権について、普通株式と同順位であるため、1株当たり四半期純損失の算定上、その普通株式相当数を期中平均株式数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び消却)

1. B種優先株式及びD種優先株式の転換請求に基づく取得及び消却

(1) 取得及び消却の理由

2023年1月26日付で、B種優先株式及びD種優先株式の所有者であるいちごトラストによって両優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、いちごトラストから両優先株式の全てを自己株式として取得しております。また、2023年2月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当該自己株式全てを消却することを決議しました。各内容は以下のとおりです。

(2) 取得の内容

取得する株式の種類	B種優先株式及びD種優先株式
取得する株式の総数	B種優先株式372,000,000株及びD種優先株式500株
取得日	2023年1月26日
取得の方法	取得請求権の行使による普通株式への転換に伴う取得
その他重要事項	取得請求権の行使により交付される当社の普通株式は、B種優先株式1株につき1.5株(合計558,000,000株)、D種優先株式1株につき200,000株(合計100,000,000株)です。本普通株式への転換により、いちごトラストは当社の支配株主に該当しております。

( 3 ) 消却の内容

消却する株式の種類	B種優先株式及びD種優先株式
消却する株式の総数	上記1.(2)により取得した自己株式の全数
消却日	2023年2月10日

2. A種優先株式の無償取得及び消却

( 1 ) 取得及び消却の理由

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、同法第156条第2項の規定に基づきINCJからA種優先株式全てを自己株式として無償取得することについて決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、当該自己株式全てを消却することを決議しました。各決議内容は以下のとおりです。

( 2 ) 取得の内容

取得する株式の種類	A種優先株式
取得する株式の総数	1,020,000,000株
取得価額の総額	0円
取得予定日	2023年2月27日
取得の方法	INCJとの相対取引
その他重要事項	2019年9月2日付金銭消費貸借契約に基づくINCJから当社への貸付金債権20,000百万円が全額弁済されていることを条件としております。

( 3 ) 消却の内容

消却する株式の種類	A種優先株式
消却する株式の総数	上記2.(2)により取得した自己株式の全数
消却予定日	2023年3月10日

( 資金の借入及び資本提携契約等 )

当社は、2023年2月28日を返済期限としたINCJからの2019年9月2日付当社借入金(元本総額20,000百万円)を返済するため、いちごトラストからの短期借入(元本総額20,000百万円)を2023年2月10日付の取締役会において決議し、同社との間でShort-Term Loan Agreementを締結いたしました。

また、当社は、同日付の取締役会において、いちごトラストとの間で本追加資本提携契約を締結することを決議しました。同契約に基づき、いちごトラストは、同年2月27日を予定日として、同予定日時点における当社に対する債権総額101,680百万円(同日付でINCJ及びいちごトラスト間で譲渡契約が締結された当社への貸付金債権53,680百万円、2023年2月10日付締結のShort-Term Loan Agreementに基づく貸付金20,000百万円及び2022年12月22日付Short-Term Loan Agreementに基づく貸付金28,000百万円の合計)のうち15,000百万円を放棄することにつき、同年2月10日付で当社との間で合意しております。

上記いちごトラストの債権放棄により、当社は2023年3月期第4四半期会計期間において、債務免除益15,000百万円を特別利益に計上する見込みです。

( 第三者割当による新株発行等 )

当社は、いちごトラストとの間で締結した本追加資本提携契約に基づき、2023年2月10日付の取締役会において、いちごトラストに対する第三者割当の方法による新株式(以下「本新株式」という。)の発行(以下「本新株式の第三者割当」という。)及び第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行(以下「本新株予約権の第三者割当」といい、総称して以下「本第三者割当」という。)を行うことを決議しました。

本第三者割当の概要は以下のとおりです。



本新株式の第三者割当

( 1 )	払込期日	2023年 3 月22日																				
( 2 )	発行新株式の種類及び数	普通株式 1,926,222,222株																				
( 3 )	発行価額	1株につき、86,680,000,000円を1,926,222,222株で除した額 (45.00円(小数第三位四捨五入))																				
( 4 )	発行価額の総額	86,680百万円																				
( 5 )	資本組入額	1株につき、86,680,000,000円を1,926,222,222株で除した額の2分の1 (22.50円(小数第三位四捨五入))																				
( 6 )	資本組入額の総額	43,340百万円																				
( 7 )	募集又は割当方法	いちごトラストに対する第三者割当																				
( 8 )	その他	<p>発行価額の総額を、金銭以外の財産の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)による方法としております。金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容は以下のとおりであり、出資される債権の金額はいずれも債権の額面金額と同額となります。</p> <p>いちごトラストが当社に対して有する貸付金債権元本残高20,000百万円に相当する債権</p> <table border="1"> <tr> <td>債権の表示</td> <td>2023年 2 月10日付Short-Term Loan Agreementに基づく貸付金債権</td> </tr> <tr> <td>元金</td> <td>総額20,000百万円 (当初元金総額20,000百万円)</td> </tr> <tr> <td>返済期日</td> <td>2023年 3 月22日</td> </tr> </table> <p>いちごトラストが当社に対して有する貸付金債権元本残高28,000百万円に相当する債権</p> <table border="1"> <tr> <td>債権の表示</td> <td>2022年12月22日付Short-Term Loan Agreementに基づく貸付金債権</td> </tr> <tr> <td>元金</td> <td>総額28,000百万円 (当初元金総額28,000百万円)</td> </tr> <tr> <td>返済期日</td> <td>2023年 3 月30日</td> </tr> </table> <p>いちごトラストが当社に対して有することとなる貸付金債権元本残高38,680百万円に相当する債権</p> <table border="1"> <tr> <td>債権の表示</td> <td>2020年 1 月31日付Amended and Restated Senior Facility Agreementに基づく貸付金債権</td> </tr> <tr> <td>当初債権者</td> <td>INCJ ( 1 )</td> </tr> <tr> <td>元金</td> <td>総額38,680百万円 ( 2 ) (当初元金総額50,000百万円)</td> </tr> <tr> <td>返済期日</td> <td>2025年 3 月26日</td> </tr> </table> <p>( 1 ) 2023年 2 月10日付で締結された債権譲渡契約に基づき、同年 2 月27日付で債権者がINCJからいちごトラストに変更される予定です。 ( 2 ) 2023年 2 月10日付の合意による一部債権放棄後の残額であります。</p>	債権の表示	2023年 2 月10日付Short-Term Loan Agreementに基づく貸付金債権	元金	総額20,000百万円 (当初元金総額20,000百万円)	返済期日	2023年 3 月22日	債権の表示	2022年12月22日付Short-Term Loan Agreementに基づく貸付金債権	元金	総額28,000百万円 (当初元金総額28,000百万円)	返済期日	2023年 3 月30日	債権の表示	2020年 1 月31日付Amended and Restated Senior Facility Agreementに基づく貸付金債権	当初債権者	INCJ ( 1 )	元金	総額38,680百万円 ( 2 ) (当初元金総額50,000百万円)	返済期日	2025年 3 月26日
債権の表示	2023年 2 月10日付Short-Term Loan Agreementに基づく貸付金債権																					
元金	総額20,000百万円 (当初元金総額20,000百万円)																					
返済期日	2023年 3 月22日																					
債権の表示	2022年12月22日付Short-Term Loan Agreementに基づく貸付金債権																					
元金	総額28,000百万円 (当初元金総額28,000百万円)																					
返済期日	2023年 3 月30日																					
債権の表示	2020年 1 月31日付Amended and Restated Senior Facility Agreementに基づく貸付金債権																					
当初債権者	INCJ ( 1 )																					
元金	総額38,680百万円 ( 2 ) (当初元金総額50,000百万円)																					
返済期日	2025年 3 月26日																					

本新株予約権の第三者割当

(1)	割当日	2023年3月22日
(2)	新株予約権の総数	100個
(3)	発行価額	新株予約権1個につき1,998,841円
(4)	発行価額の総額	199,884,100円
(5)	行使期間	2023年6月1日から2028年11月30日 (同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日まで)
(6)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式3,852,444,400株(本新株予約権1個につき38,524,444株)
(7)	行使価額	総額173,359,998,000円(1株につき45円)
(8)	募集又は割当方法	いちごトラストに対する第三者割当
(9)	資金の用途	研究開発費、知財戦略強化資金、M&A及び新規事業投資等
(10)	その他	譲渡による本新株予約権の取得については当社の取締役会の承認を要するものとする(1)。 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、残額を資本準備金の額とする。 (1)本追加資本提携契約において、いちごトラストは本新株予約権を譲渡することができない旨を合意しております。

(資本金の額の減少)

当社は、2023年2月10日付の取締役会において、会社法第447条第3項の規定に基づき、2023年3月22日を効力発生日とする資本金の額の減少(以下「本減資」という。)を決議いたしました。また、本減資は本第三者割当が実行されることを条件としております。

1. 本減資の目的

今後の資本政策の機動性を確保すること、財務基盤の健全化と持続的な成長に向けた資金確保を目的として、本減資を行うものであります。

2. 資本金の減少の方法及び額

発行済株式数の減少は行わず、資本金のうち本第三者割当の実施による増加額43,340百万円を減少し、資本剰余金に振り替える予定です。これにより、本減資後の資本金は100百万円となります。

3. 本減資の日程

- |     |           |                            |
|-----|-----------|----------------------------|
| (1) | 取締役会決議日   | 2023年2月10日                 |
| (2) | 債権者異議申述期間 | 2023年2月18日から2023年3月17日(予定) |
| (3) | 効力発生日     | 2023年3月22日(予定)             |

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月13日

株式会社ジャパンディスプレイ  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

#### 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚	原	克	哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	中		敦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	藤	和	充

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンディスプレイの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイ及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において5期連続で営業損失及び重要な減損損失を、8期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、及び当第3四半期連結累計期間においても重要な営業損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。